



安倍靖国参拝違憲訴訟の会

東京ニュース

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
fax : 03-3207-1273

e-mail : noyasukuni2013@gmail.com HP : <http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/>
郵便振替口座:00170-2-291619 (加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

堂々と安倍靖国参拝の問題を切る弁論を開始

私たち原告 273 人は、2014 年 4 月 21 日、安倍晋三、靖国神社、国を被告として、違憲訴訟を提起した。2013 年 12 月 26 日の安倍晋三首相の靖国神社参拝は憲法 20 条に明らかに違反した行為であったことを司法が正しく判断し、今後参拝の差止め、原告らへの権利侵害に対して、関係した被告 3 者が連帯して損害賠償することを求めた。安倍晋三首相は憲法を守るべき最高責任者なのに憲法改正を広言し、何十年と歴代内閣ですら出来ないとしてきた憲法解釈を独自に可能とする閣議決定を行うなど、国民にとって大切な憲法を守ろうとしない、それを諫める者がいないことに国民は怒りを抱いている。憲法無視の暴政をストップさせるため、司法の正しい判断を求め提訴して 155 日目の 9 月 22 日、東京地裁で第 1 回口頭弁論（谷口園恵裁判長）があり、私たちの声を明らかにする最初の機会が来た。原告、代理人（弁護士）も多数参加したが、被告側も動員した模様で、67 傍聴席に対し、141 人が抽選に並んだ。

私たち原告側はまず 2 人の原告より意見陳述を行った。最初に原告団長であり、ノンフィクションライターの S・C さんは、ご自分の広島的女学校のクラスメート等、原爆で無残な死を遂げた若い彼女たちがなぜ靖国神社の英霊、戦の神なのか疑問だ、生き残った者は命の大切さ、恒久平和と民主主義の世をつくることが使命だとして生き、行動してきた立場から、安倍首相の発言、行動は許せないことを凛として語った。韓国 20 人の原告を代表して出廷した K・M さん（韓国民族問題研究所責任研究員・太平洋戦争被害者補償推進協議会執行委員長）は、韓国アジアを侵略した日本の行為、実行者を英霊として称える靖国神社の「歴

史的不正義」を現在も続けるという「現在の不正義」の靖国神社を安倍首相が公式参拝したことは過去の侵略戦争を反省した土台の上に作られた平和憲法を否定する行為だと詳細に語り、「日本の民主主義のため、東アジアの平和のため裁判所の賢明な判断を信じ、歴史の共犯者にならないことを懇切に願う」と力強く証言した。

被告 3 者はこの日までに文書で訴状に対する答弁書を提出したが、予想されたごとく、安倍晋三代理人は「本件参拝は、公用車を使っても内閣総理大臣として記帳してもすべて私人として行った」「参拝も私人としての信教の自由の一環として行った」ので問題ないことで「訴権の濫用であるからすみやかに棄却を」と反論している。国及び靖国神社の代理人も同様な立場で「棄却を」と主張している。これらに対して K・Y 弁護士等私たち原告の代理人 8 名は、訴状を補強する立場で「訴状概要」の陳述を行った。それらは、本件参拝の衝撃と提訴に至る経過・靖国神社とはどのような場所か・首相による靖国神社参拝とこれに対する批判や訴訟等・安倍首相の靖国参拝に向けた様々な言動とその意図・本件参拝によって被った原告らの被侵害利益及び権利侵害・被告安倍の個人的責任・被告靖国神社の責任・原告らが本訴訟で求めていること・裁判所に求められる違憲判断・請求原因の背景事実等で、大法廷で堂々と意見表明した。

公判の最後に、被告靖国神社を補助するためと称してこの訴訟事件への補助参加の申立（14.9.16 付）をした徳永信一弁護士代理人等が再三意見陳述を求めたが谷口裁判長は許可しなかった。原告代理人は、「敢えて訴訟を混乱させる意図をもって本申立を行っているに過ぎず本申立は権利の濫用乃至訴権の濫用」であり、司法が速やかに補助参加を却下するように求めた。彼らの HP によれば、「（私たちの）訴訟に対抗すべく」有志が立ち上がって「英霊を被告席に座らせることを許さない国民の会」をつくって訴訟に補助参加をしようとしているが、また、「訴訟を棄却させる事が目的で、訴訟の場で反対派を引き摺り下ろす為の捨て石になる事」だと言っていることから、訴訟への応援と称して混乱、妨害を司法の場で被告の代理と称して展開することは自明で補助参加は認められないことである。

次回公判日時は、12 月 1 日午後 3 時半から同 4 時と決定した。（傍聴抽選集合は午後 3 時です）

O・H（事務局）



▲…当日の NHK ニュースも報道

原告意見陳述書

原告 S・C

1 私は1932年3月、満州事変の翌年に生まれました。平和の日を一日も知らないまま育ち、敗戦の日を迎えた世代です。女学校2年生、13歳の時、広島で原爆にあい、動員され作業をしていたクラスは全滅、たまたま学校を休んでいた私は生き残りました。以来、私は命の問題を考え、恒久平和と民主主義の世をつくることが生き残された者の使命と思い、生きてまいりました。

2 その後、私は、私の級友たちが、準軍属と認定され、「最年少の英霊」（当時そう言われました）として靖国神社に合祀されていることを知りました。このことを知った時、私は衝撃を受けました。靖国神社は、戦死者を「英霊」として褒めたたえ、国の守護神として「神」として祀っているところです。原爆で無残な死をとげた年若い少年少女たちが、なぜ「戦の神」か。

私は、8月6日たまたま学校を休むという奇跡がなければ、間違いなく、今「靖国の神」（英霊）となっております。これは他人ごとではありません。私はこの訴訟の原告になったことを「（英霊）本人による訴訟」「（英霊）本人による異議申し立て」と思っております。

3 戦中、私たちは、「命は鴻毛のごとく軽いもので、勇ましく戦い死ぬことこそが日本の男。女は、夫も子どもも、喜んで戦争に送り出さなければならない」と教えられました。戦死の通知は「おめでとうございます」の言葉で伝えられ、人前で泣くことも「非国民」とされ許されませんでした。戦死者を出した家には「誉の家」という札が貼られ、どんなに辛くても笑顔を絶やさず、靖国神社に入れていただいてありがたく思いますと言わなければならなかったのです。そして、私たちは、戦争をすれば国は強く豊かになると信じ、相手の国の人びとにも、多大の苦しみを与えているなど、考えたこともありませんでした。

戦後、私たちはそんな国の在り方を改め、もう戦争は絶対にしない、命こそ尊いものと肝に命じたはずですが。しかし、靖国神社は、今も、あの戦争を聖戦とし、死者

を称えております。私は、せめて、合祀を嫌と思う人を靖国から外に出すべきだ、合祀から取り下げるべきだと思ったのですが、靖国神社はそうしたことを一切認めません。戦前と同じで、ひとりの例外も許さないところだ、ということが分かりました。戦前の軍国主義日本と全く同じ思想のこの神社に、私は、恐怖を覚えます。

4 私は、戦後になって、戦前の日本の軍国主義思想が全く間違っていることに気づきました。そして、戦後70年、大新聞の記者として13年、市民の運動家として10数年、女性専門紙の記者として27年、さまざまなことを取材して書きましたが、一貫して「絶対平和、人権、民主主義」の視点で書いて来たと思っております。それは戦中、あの戦争の本質に気づけなかった自分への怒りであり、あのような時代は再び繰り返したくない、再び子どもたちを「少国民」にしたくない、という思いからです。原爆で死んだ友への贈りものは、核兵器を廃絶することであり、戦争をしない国であり続けることと思いました。友を「軍神」にすることではありません。

友の靖国合祀を知ってから40年あまり、靖国神社について考え続けました。そして、「政教分離＝憲法20条」の大切さに気づきました。戦前、徹底的に叩き込まれた軍国主義思想、それは、宗教以上の国民道徳・国家神道として教え込まれました。日本は祭政一致の国であり、これを否定することなど到底できませんでした。忠君愛国、滅私奉公、八紘一宇、そうした思想が、徹底的な国粋教育のなかで自然に叩き込まれ、戦争の悲惨さなど考えることもできない人間が作られていきました。この歴史を真摯に反省するとき、「政教分離」が国家神道の否定であり、憲法9条と表裏をなす、非常に重要な平和思想であることを痛感しております。

5 昨年12月、安倍首相は靖国神社を公式参拝いたしました。私は怒りに震えました。靖国への公式参拝は、小泉元首相の時に各地で違憲訴訟が行われ、福岡地裁、大阪高裁でその違憲性が確認されております。その事実を知りながら、平然と参拝するのは、憲法20条＝政教分離思想への敵視です。また、国の首相が憲法を無視するのは憲法99条違反です。法治国家の首相として恥ず



● S・C さん陳述書 添付写真

1 集合写真 (1944 年 5 月撮影)

広島第二県女 1 年時の 2 クラスの集合写真。「↓」印が原告(左上)。顔が写っているのは被爆死した生徒。

「×」印を付けた者は作業中被爆した中で唯一の生存者(左下)。

2 原告写真 (1945 年 1 月撮影、右)



かしい言動です。そして、それは、歴史逆行であり、安倍首相はこの国を「戦争をする国」にしたいのだということを、ひしひしと感じ、心を引き裂かれる思いです。

安倍首相は「戦後レジーム」の終焉を言います。それは戦前の軍国主義、「強い日本」の再現にほかなりません。教育体制の改変、秘密保護法、集団的自衛権など、今、

安倍首相のやろうとしているすべてのことが、憲法の平和的生存権、基本的人権の思想に違反しており、絶対に許せません。

その凝縮がこの靖国参拝(政教分離違反)です。「戦後民主主義」を大切に生きてきた私の心はずたずたに切り裂かれております。

原告 K・M

私 K・M は、韓国の民族問題研究所の責任研究員であり、太平洋戦争被害者補償推進協議会執行委員長として、過去の真実を明らかにすることで正義を実現し、帝国日本によって強制動員されて被害を被った被害者の、権利回復のため働いている市民活動家です。同時に慶熙大学キョンヒ客員教授として勤務しつつ、学生に歴史と教養を教える教員でもあります。そんな私が日本の安倍首相の靖国神社参拝違憲訴訟に参加することに対して、「なぜ他人の仕事に口出しするのか」という人がいるかもしれません。またこの質問は、非常に常識的な質問なのかも知れません。しかし私は、靖国神社が私とは何の関係もない、

よその国のことではない点を、まず申し上げたいと思います。この説明は、私が靖国神社訴訟に原告として参加することになった理由の一つに該当することでもあります。

靖国神社が日本だけの問題ではないことを説明するために、地図を一つ添えました。この地図は日本が近代国民国家の建設以後帝国主義へ成長し、東アジアと太平洋地域を植民地支配したり占領した勢力図です。

帝国日本の勢力膨脹とともに、植民地と占領地に神社が建立されました。したがってこれらの神社は、帝国主義的膨脹をイデオロギー的に裏付ける施設であり、この施設の最高位に靖国神社があります。したがってアジアの人々にとって靖国神社は、ただ日本の特別な宗教などではなく、2千万人以上の人を死に追い込み、強姦や拷問、

殺戮、家族破壊、そして人間の尊厳を抹殺する侵略の象徴でした。

それなのに帝国日本の軍国主義者たちは、こんな侵略戦争を「聖戦」とか「アジアの民族を解放させた戦争」と虚偽の宣伝をし、自国の300万以上の民衆をも犠牲にしました。軍国主義者にとっては「神殿」かも知れませんが、日本の民衆や東アジアの民衆に対しては、死と恐怖を象徴する施設でしかありません。

敗戦で帝国日本の軍国主義体制が否定され解体されたので、この体制を理念的に支えて来た靖国神社は、一つの宗教法人に変身しました。しかしとんでもないことに現在の宗教法人靖国神社は、侵略を聖戦と信じた過去の信念と歴史認識を、そのまま継承しているのです。これは侵略戦争の否定に基づいて作られた日本の平和憲法の精神を真っ向から否定するものであり、帝国日本のために犠牲になった数千万人の被害者と被害国に対する明らかな侮辱です。

米国の政治哲学者アイリス・ヤング(Iris M. Young)は、過去の奴隷制について、現在の白人子孫がどのような責任を負うべきかという質問を投げながら、「歴史的不正義(historical injustices)」という概念を書きました。人権侵害事件が発生した後、複数の世代が過ぎて加害者と被害者両方が死亡した場合、子孫の責任継承問題を提起するために使われたものです。ヤングの概念を借りれば、靖国神社は明らかに「歴史的不正義」の領域で扱われるべき事案でした——。しかし、残念ながら靖国神社は「歴史的不正義」ではなく、二つの理由から「現在的不正義(current injustices)」に該当する事案です。

第一に、今の靖国神社は敗戦前と同様、日本が起こした侵略戦争を日本の独立を守り、アジアを解放するための戦争だったと信じているからです。遊就館の展示室15(大東亜戦争)の「第2次世界大戦後、各国の独立」説明文がまさにこれを語っています。もしこの論理通りなら、日本の侵略戦争に抵抗した各国の抗日運動は、独立運動を妨害した運動であり、戦争で死んだ東アジアの民衆は、自由を拒否して奴隷的屈従を選択した馬鹿になってしまうでしょう。また、過去の過ちを認めた日本国「平和憲法」の精神を真っ向から否定している論理でもあります。なぜこんな歴史認識が公然と主張できるのか、また許されるのか疑問です。日本人には不快に聞こえるかも知れませんが、このような認識を許している日本社会は、まだ博物館の中でしか探し出せない古い呪術から抜け出せずにいることを示しています。

第二に、靖国神社が周辺国に「第二の加害」を犯しているという点から、「現在的不正義」と規定できます。1987年ドイツのジャーナリスト、ラルフ・ジョルダー

ノ(Ralph Giordano)は「第二の罪——ドイツ人であることの重荷」という本を書きました。この本で彼は、ヒトラー時代のドイツ人が犯した罪が「第一の罪」でならば、「第二の罪」は1945年以後「第一の罪」を心理的に抑制し、否定したことで規定しました。そして彼は圧倒的多数のドイツ人がこの「第二の罪」を犯して来たとしながら、「今日に至るまで、これが西ドイツの政治文化の本質的特徴の一つになって来たが、この負担は今からでも負わなくてはならない」と強調しています。この負担とはまさに、ドイツ人が負うべき政治的、道徳的負担のことです。

私はここでジョルダーノの表現を借りて、靖国神社の歴史認識が「現在の不正義」であり、犯罪行為であることを話そうと思います。靖国神社の誤った歴史認識は、「第一の罪」を心理的に抑制し否定することを越え、「第一の罪」をむしろ美化し正当化することで、被害者と被害国に二度加害を加えるのと同じことができます。したがって私は、隣国を侵略して住民に奴隷状態を強要し、さらに植民地と占領地の民衆を戦場に駆り出し、「性奴隷」や強制労働を強要することで人間の尊厳を破壊し、死に追いやった犯罪行為を「第一の加害」だとしたら、過去の過ちを認めず逆に美化し正当化し、被害者と被害を侮辱する行為を「第二の加害」と呼ぼうと思います。「第二の加害」には犯罪事実の隠蔽と否定、侵略戦争の美化と正当化、植民地主義の延長である民族・人種差別政策、被害者の被害救済要求の拒否と人格的冒涇等、色々な形態が含まれます。

靖国神社が犯している「第二の加害」はその歴史認識だけでなく、韓国人、台湾人遺族の合祀撤回要求を拒否することで絶頂に達します。遺族に通知すらせずに、勝手に合祀しただけでも足りずに、名簿から名前を外せという単純な要求すら受け入れません。これは明らかな暴力です。遺族の追悼権を否定する靖国神社は、おそらく世界で唯一でしょう。靖国神社は最小限の常識や人類の共通の認識すら許さない、奇形な施設です。一体何の権利があって、遺族が故人を追慕する自由まで奪えるのでしょうか。安倍首相は靖国神社を米国のアーリントン墓地に例えます。無知なののでしょうか、でなければ意地を張っているのでしょうか。アーリントン墓地が遺族の意を踏みにじって、強制的に埋葬したという話を、私たちは聞いたことがありません。聞いたことがないのは、それが常識に該当する判断だからです。その常識を、日本政府と靖国神社、そして裁判所が拒否しているのです。

このように靖国神社は「歴史的不正義」でなく、「現在の不正義」として非難されて当然な施設です。そんな靖国神社を安倍首相が公式参拝したことは、「現在の不



靖国神社塔 (旧漢画・絵葉書)



錦州神社(旧漢画・絵葉書)



上海神社(旧中華図画・絵葉書)



青島神社(朝鮮・絵葉書)



武甕神社(朝鮮・絵葉書)



平國神社(朝鮮・絵葉書)

4. 侵略の爪牙、侵略神社

日本はアジア各地を侵略しながら、現地に多くの神社を建立した。19世紀末、日本人居留民のために次々に建てられた神社は、日本が植民地支配を始めた後、植民地支配人民に対して、天皇への忠誠心を育む道具として活用された。海外につくられた侵略神社は、皇民化教育と八紘一宇の思想を宣伝する場として活用された。

日本がアジアを侵略する過程で海外に建てられた侵略神社は、1,000社を超えるといわれているが、日本の敗戦によって、神社そのものが壊れたり、資料が焼却されてしまったため、ほとんど知られていない。1940年代、日本敗戦直前の資料によると、侵略神社が朝鮮79社、台湾65社(1942年現在)、その構成は、官幣大社・県社・義国神社・郷社・祠、サハリン127社(1941年8月現在)、官幣大社・県社・無格社、満洲295社(1944年現在)の侵略神社があったという。社格の低い神社まで合わせると、朝鮮だけでも1,144社以上を数える。



天津神社(旧中華図画・絵葉書)



台南神社(旧台湾・絵葉書)



海南軍(リビリン)神社(旧漢画・絵葉書)



旅順防衛、白玉山神社(旧日本海軍参謀(旧漢画・絵葉書))



彩霞(サイレン)神社(旧南洋砲台・絵葉書)

大東亜共栄圏地図、1940年
日本は侵略戦争を「大東亜共栄」という幻術で宣伝した。

鎮海神社(朝鮮・絵葉書)



ハワイ白雲神社(ハワイ・絵葉書)



鎮海神社(サハリン・絵葉書)

20

21

● K・Mさん 添付資料

正義」をなくすのではなく、逆により拡大・強化しようとする行為で、過去の侵略戦争を反省した土台の上に作られた平和憲法を事実上、否定する行為です。敗戦69周年を迎えたこの8月15日、安倍総理は周辺国を意識して「内閣総理大臣」名ではなく、「自民党総裁」の資格で靖国神社へ玉串料を奉納しましたが、武道館で行われた戦没者追悼式では「戦没者の皆様の貴い犠牲の上に、いま、私たちが享受する平和と繁栄がある」とだけ言いました。周辺国に対する加害事実についての反省と不戦の誓いは言及さえしませんでした。靖国神社の歴史認識と安倍の歴史認識が、全く異なっていないことを見せています。

したがって靖国神社は勿論ですが、そんな靖国神社に首相の資格で参拝した安倍は、歴史の法廷だけでなく、現実の法廷においても有罪であり、「不正義」ということができます。

過去数十年間、韓国と日本、中国は政治、経済、文化等、各方面で活発な交流を拡大して来ました。しかし領土と軍事的葛藤、そして過去の歴史をめぐる葛藤は全く弱くならず、むしろ深刻化している実情です。その葛藤の重要な要素が、まさに靖国神社です。戦前の理念から

一歩も抜け出せない靖国神社がある限り、そしてそんな神社を政策的に支持している限り、日本社会の民主主義は勿論、アジアの平和も空念仏になるでしょう。

今から130年余り前、朝鮮の甲申政変が失敗に終わると福沢諭吉は「悪い友を断つ」と宣言したことがあります。しかしその結果はどうでしたか。平和と繁栄ではなく、侵略と征服、そして虐殺と狂気の端に破局終末を迎えただけでした。これは否定できない事実です。この事実を、靖国神社は、日本の社会は忘れようとするのでしょうか。日本社会が靖国神社を克服できない限り、日本に民主主義は勿論、東アジアの平和と共存も難しいでしょう。敗戦の廃墟の中からやっと築いて来た、この平和と連帯の道を、日本は根こそぎひっくり返すのでしょうか。靖国神社と安倍首相の愚かさのせいで、福沢諭吉が言った言葉を、いま日本がくり返す過ちを犯さないで下さい。

日本の民主主義のために、そして東アジアの平和のために、裁判所が賢明な判断をしてくれるだろうと信じ、また歴史の共犯者にならないことを懇切に願います。ご清聴ありがとうございました。

弁護団意見陳述の概略

S・Y ●弁護団

1 はじめに

9月22日14時より東京地裁103法廷にて、第1回口頭弁論が開かれました。弁護団の意見陳述の概略を以下にご報告します。

2 本件参拝の衝撃と提訴に至る経緯

昨年12月26日、安倍首相が靖国神社に参拝しました。幾多の裁判で違憲の疑いやおそれが表明され、近隣諸国との国際的な緊張関係も高まる中で、一体なぜ。この訴訟は、本件参拝によって、その人格を傷つけられた原告らの魂の訴えであり、歪められた「この国の形」と憲法秩序を取り戻す戦いです。

3 靖国神社の性質

靖国神社は、国家神道の中心施設であり、戦前戦後を通じて、日本帝国が行う対外戦争における戦没者を「英霊」として顕彰する体制を構築してきました。その本質は今も変わりません。

4 過去の靖国参拝と靖国訴訟

過去にも、1985年の中曽根首相による参拝、小泉首相による2001年以後の参拝について、憲法違反を指摘した裁判例が幾つもあります。憲法判断を行った判決は全て「違憲」ないし「違憲の疑い」を判示しており、「合憲」と判断した判決は一つ也没有。

5 安倍首相の様々な言動とその意図

安倍首相は、日本の侵略戦争を反省することなく、むしろ正当化し、公式参拝を肯定する言動を繰り返し、参拝や奉納によって継続的な関わり合いをもってきました。本件参拝については、国内はもちろん、近隣諸国からの批判に加え、米からは「米国政府は失望している。」という異例の声明が出され、欧州各国からも厳しい批判や反発を招きました。

6 本件参拝による権利侵害

安倍首相の参拝は、他の宗教を信仰する人、しない人に対し、大きな圧力になります（信教の自由）。広く市民が、人の生・死・魂について、自分なりに静かに考え



▲…口頭弁論後の報告集会

を巡らせることの大きな妨げにもなります（宗教的人格権）。また、精神的な意味において、国民に戦争を受け入れさせるための準備行為であり戦争にも繋がります（平和的生存権）。

また、在韓原告らにとっては、靖国神社は屈辱的な植民地支配の象徴であり、過去の宗教弾圧、強制参拝の忌まわしい記憶を喚起させ、宗教的に静謐な環境を乱すものです（宗教的人格権）。また、過去及び現在の歴史的経緯に鑑みても、平和を脅かしかねません（平和的生存権）。そして、侵略戦争を正当化する教義をもつ靖国神社に意に反して合祀され、戦没者の意味づけがなされることは耐え難いことです（宗教的人格権他の人格権）。

加えて、自由権規約18条2項は、「自ら選択する宗教ないし信念を保持する自由を侵害するおそれのある強制を受けない」ことを保障しています。本件参拝は、死の意味付けという極めて宗教的な事柄に国家が特定の立場に立つことを意味し、人々は不当な影響力を受け、自ら選択した宗教や信念を保持する自由を侵害されかねません。

7 安倍首相と靖国神社の責任

安倍首相は、自らの考えに基づき、原告らの権利を侵害することを熟知した上で本件参拝に及んでいることは明らかですから、公務員として免責されず、個人としても責任を負うべきです。また、本件参拝は靖国神社の積極的な協力行為がなければ実現しなかったのですから、靖国神社も共同して責任を追うべきです。

8 本訴訟で求めること

原告らがこの訴訟で被告らに対し求めていることは、①安倍首相が今後一切公式参拝しないこと、②靖国神社が今後一切安倍首相の公式参拝を受け入れないこと、③安倍首相の本件参拝の違憲性を確認すること、④靖国神社の本件参拝の受け入れ行為の違憲性を確認すること、⑤本件参拝による精神的損害に対して慰謝料を支払うこと、の5つです。

9 裁判所に期待すること

原告らが裁判所に強く期待することは、堂々とした憲法判断です。裁判所が憲法判断を行わなければ、今後、公務員による公式参拝に対する歯止めがなくなり、政教分離原則は空洞化し、憲法をないがしろにすることにも

なります。

10 おわりに

安倍首相は、自らが縛られている憲法上の制約を、憲法改正手続を行わずに取り払い、立憲主義に真っ向から挑戦しています。これを放置すれば、現行憲法の恒久平和主義がつき崩され、行政府が憲法改正手続なしに自らの恣意により憲法の制約を次々と排除する事態が進んでしまいます。安倍内閣の憲法政策、特定秘密保護法の制定、憲法改正手続を経ずになされた集団的自衛権の行使容認の閣議決定等、立憲主義への挑戦・破壊という全体の流れの中で捉えることで、本件参拝の重大性はより明らかになるのです。

被告側答弁書を解説する

I・A ●弁護団事務局長

第1回口頭弁論期日の直前に、被告側（国、靖国神社、安倍）からそれぞれ1通ずつ、計3通の答弁書が届きました。その内容をかいつまんで説明したいと思います。

1 国の答弁書の内容

国に対しては、①安倍首相の靖国参拝に対する違憲確認請求（請求の趣旨3）と、②共同不法行為を理由とする損害賠償請求（請求の趣旨5）を求めています。

これに対して、国側は、①に対しては訴え却下（門前払いせよという主張）、②に対しては請求棄却を求めています。その理由の第一は、安倍首相の靖国神社参拝によって、原告の皆さんが何らかの権利侵害を受けたとは言えない、というものです。論拠として頻繁に出てくるのは、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に圧迫、干渉を加えるような性質のものではない」という小泉参拝違憲訴訟の最高裁判決（平成18年）のキーフレーズです。理由の第二は、今回の靖国神社参拝は安倍首相が私人の立場で行ったもので、内閣総理大臣の職務行為として行われたものではない（だから、国側には責任はない）というものです。おもしろいのは、「私費で払った10万円は、玉串料ではなく、献花料だ」と述べるなど、参拝当日の安倍首相の行動について一応認否をしていることです。「私的な行為だというなら、安

倍さんの行動について国は全く関知してないはずなのになあ」等と思いながら読みました。

2 靖国側の答弁書の内容

靖国神社に対しては、①安倍首相の参拝受入差し止め（請求の趣旨2）、②靖国の参拝受入行為の違憲確認請求（請求の趣旨4）、③共同不法行為を理由とする損害賠償請求（請求の趣旨5）という3本の請求を立てています。

これに対し、靖国側は2段階ロケット（打ち上がっているかどうかは不明）方式で答弁しています。第一次的には、①②について訴え却下（門前払いせよ）との判決を求めています。理由は、安倍首相が参拝に来て公的なのか、私的なのか区別がつかないから、靖国神社としてはどのように対応すればよいか分からない（①について）、損害賠償請求に収れんされるから、わざわざ違憲かどうかの確認を求める必要が無い（②について）というものです。

そして第二次的に①②③に対して請求棄却を求めています。理由としては、平成18年最高裁判決のキーフレーズを用いて、国とはほぼ同様の主張（内閣総理大臣の参拝によって権利侵害は認められない）を展開しています。特筆すべきは、安倍首相の参拝に備えて、一般参拝受付を10時45分で終了したことを認めていることと、本件

参拝を「内閣総理大臣としての参拝」と位置づけていることでしょうか。なお、靖国側は、詳細な主張は追って出すと行っていますので、乞うご期待?です。

3 安倍晋三個人の答弁

最後に安倍個人の答弁です。安倍個人に対しては、①靖国神社参拝の差し止め請求（請求の趣旨1）、②共同不法行為による損害賠償請求（請求の趣旨5）を求めています。

これに対し、安倍個人は、①②いずれも請求棄却を求めています。その根拠としては、仮に国賠法上違法の評価を受けたとしても公務員である安倍個人は責任を負わないこと（そのような趣旨の最高裁判決を引用）、参拝によって原告の皆さんの権利が侵害されたとはいえないことを挙げています。

なお、「信教の自由の侵害がない」と述べる中で、今回の参拝が私的参拝なのだとすることを力説しています。ちょっと辟易したのは、私的参拝だと主張する理由付けに、自分の父親である安倍晋太郎（当時官房長官）の昭和53年10月17日の国会答弁を政府統一見解として披露していることです。いやはや、自分の血筋が大好きなのですね。

4 補助参加の申立

このほか、本当に直前になって、靖国神社の元宮司や津川雅彦（俳優）ら15名から補助参加（靖国神社側を応援するために訴訟に参加する）との申出がありました。どういうことかということ、今回の訴訟で参拝差し止め判決や違憲判決が出ると、自分たちは「適切な時節に内閣総理大臣が靖国神社を参拝すること」を求めている自分たちの法的権利?が侵害される、だから靖国が負けないように訴訟に参加したい、というものです。これについては追って説明する機会もあると思いますので、乞うご期待??下さい。

5 さいごに

弁護団としては、被告らの主張を精査して反論の計画を練っています。引き続き、ご支援ご協力をお願いします。



●原告代表のS・Cさんが、「東京新聞」の「こちら特報部」で取り上げられました。（9月29日付）

第1回口頭弁論 報告集会の発言より



第1回口頭弁論は どういうふうに進んだのか

● I・A

今日の口頭弁論では、冒頭、A弁護士から補助参加に対する異議申し立てがありました。これは何かというと、9月17日、まさに今日の直前になって、靖国派が裁判への補助参加を申し立ててきたことに対するものです。申立人は俳優の津川雅彦や、明治天皇の玄孫とかいう竹田恒泰、元靖国神社宮司の湯澤貞、そういった人たち15名ほどです。ある意味、われわれが主張してきた「宗教的人格権」とか「信教の自由」を逆手にとった主張をしているんですが、あんまりひどくて笑っちゃうのは、もし靖国参拝が違憲だということになると、中国からなめられる、つまり、日本人は死んでも国を守るという気概がないと思われるから、そうなる中国——彼らはなぜか、「チャイナ」というのですが——に侵略される、それは自分たちの「平和的生存権」が脅かされることなんだという主張です。この補助参加については、あらかじめ異議を申し立てておかないとダメなので、冒頭に異議を申し立て、却下するよう意見書を出したわけです。

過去に大阪で、今回と同じ徳永信一弁護士が中心になって、同様の主旨の申立をしたことがあります。このときはあの稲田朋美も参加していましたが、裁判所に却下されたので、今回もおそらく却下されることになるでしょう。それまでは訴訟関係者ということなので、被告側代理人の席の後に座っていたのです。裁判の最後に、徳永が自分に発言させろとごり押ししてきたのは、申請が却下されてしまえば、発言するチャンスがなくなってしまうからなんです。これもA弁護士がすかさず異議を申し立てて、火消しをしてくれました。

原告本人の陳述のあと、代理人の訴状陳述は、それぞれ

の弁護士が立ってひと言ずつおこないました。傍聴者や裁判官を居眠りさせないよう「聞かせる弁論」を、というのがK・Y弁護団長の指令だったので、みんな緊張しつつ、要旨を読み上げました。被告側からの答弁書も届いていますが、これについては弁護団として反論の準備をしています。

今回、S・CさんとK・Mさんのお二人に意見陳述をいただいたわけですが、事前に陳述書はできていて、裁判所にあらかじめ提出することもできたんです。しかし、さきに文書を提出してしまうと、裁判長もどうしても書面のほうばかりを見て、話している人の顔を見ない。それで、相手側にも裁判所にもあらかじめ書面で出すことはせず、最後に渡したんです。すると、結構元気な国の女性代理人が、意見陳述にかんしては訴訟法上厳格な規定がないので、今後はやめてほしい、書面でやれと主張しました。これ、私は初めての経験でした。靖国神社の代理人がこういうことを言うことはあります。しかし、国の代理人が意見陳述をやめろと言うのは。こういう代理人が出てきたということとは、気を抜けないと思います。(弁護団事務局長)

意見陳述を終えて

● K・M

これまで私は、日本の裁判所では傍聴席にいたことはありましたが、今回初めて柵の中で陳述をしました。韓国では朴槿恵という人が大統領になり、日本では安倍晋三という人が総理大臣になって、私の仕事は三倍に増えた気がします(笑)。土日も全く休みがない状況で、今日も韓国から朝来て、これから帰るという状況です。明日も大学で朝から講義です。でも、ちょっと早めに来たので、裁判所近くの日比谷公園にある松本楼でおいしいカレーを食べられたことが、今日の法廷と同じくらい、大事な記憶として残りました(笑)。「急がば回れ」ということわざがありますね。これからは皆さんとともに、こういう時間も大切にしながら進んでいきたいと思っています。

私は韓国で、ここにおられる多くの方々と一緒に、『靖国に問う』という本を出版しました。この本を準備しながら



ら、靖国問題の解決というのは、本当に難しいことだなと感じざるを得ませんでした。韓国でも、靖国の問題は本当にはよく理解されていない部分があります。これからも皆さんと協力しながら、この訴訟に参加していきたいと思っています。(太平洋戦争被害者補償推進協議会執行委員長)

● S・C

意見陳述書、私としては大変穏やかに書いたのですが(笑)、言いたいことは言ったつもりです。私の陳述書に、写真をつけてあります。こんな小さな女の子たちが、「靖国の英霊」にされているのです。

今回、国側の弁護士が、原告の意見陳述なんかやめろと言いたしたのはびっくりいたしましたけれども、補助参加申請一つとってみましても、いまのウルトラ国粋主義の動きを示していると思います。ですから、この裁判は、本当に大事なものになってきている。皆さまで一緒にがんばりたいと思います。(原告団長)



会場から——質疑と感想

——靖国神社がA級戦犯を合祀しているという問題を、もう少し強調しても良いのではないのでしょうか。

弁護団：訴状では、靖国がどういう神社であるかということは、概要をのべたにとどまり、詳しい主張はこれからなんです。ですから今後、祭神はどういうものかといったことを述べるときなどに、A級戦犯問題についても触れていくことになるかと思っています。

一方、では、A級戦犯が祀られていなければ問題ではないのか、という議論もありますね。U・M 弁護士がよく言われていたことですが、「靖国神社ほど、A級戦犯が祀られるのに相応しい場所はない」のです。A級戦犯が祀られている靖国神社に首相が参拝するということは、もちろん問題です。しかし、靖国神社の本質はそういうところにもある。主張の工夫をしていきたいと思っています。

——相手側に手ごわい人間がいるということで、とにかく憲法を守る立場で、弁護士にもがんばってもらって、みんなで支え合っていこうじゃありませんか。

弁護団：ありがとうございます。ぜひ訴状を自分の意見として、周りの方に広めていただきたいと思います。

——安倍首相は、国のために戦って死んだ人に「尊崇

の念」を示されなければならないという。でも戦争に反対して特高にひどい拷問を受けて死んだ人だっていたはずです。戦争を賛美するのが靖国神社の本質だってことを、もっと訴えるべきだと思う。

弁護団：その通りですね。日本では、治安維持法で逮捕され、拷問の結果死に追いやられた人がいますが、朝鮮半島には治安維持法で逮捕され、死刑判決を受けた方が何人かいます。そういう日本の植民地侵略と支配があり、その全体の歴史の中に、靖国神社が位置づいていたんだということを、はっきり打ち出していきたいと考えています。

——国のために死んだ人というけれど、その中身にはいわゆる「国に役立って死んだ」人だけではなくて「国のせいで死んだ」人がいると思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

弁護団：そこははっきり区別されなければいけないところですね。たとえば、南方ではたくさんの日本兵が餓死しているのです。それは、国のせいで死んだことに間違いのない。だからこそ、彼らを祀るんだということも、靖国の論理にはあります。しかしそれはまったく倒錯した論理ですね。彼らの死がいまの日本の繁栄をもたらしたとか、「国に役立った」とかいうのはフィクションにすぎない。「国のせいで死んだ」ということを明確にして、安倍は靖国参拝をするのではなくて、国の責任を認めて謝罪をおこなうべきだと思います。

——軍人・軍属だけでなく、戦争では空襲で死んだ人もたくさんいますね。「国のせいで死んだ」人を、国が軍人軍属や戦闘協力者と、それ以外の一般人と分けて差別することが私は許せないんです。

司会：はい。さきほどの方の発言もそうですが、たくさんの方々が、いろんな思いを持ってここに集まってこれています。これは弁護団からの要望でもあります。ぜひその思いを意見書として出して、事務局までお寄せ下さい。それが、この裁判を弁護士任せにせず、原告自らのものとしていく第一歩となるのです。よろしくお願いします。



原告からの発言 (3)

セーシャンのこと

Y・A ●元国鉄労働者

私は、昭和4年生まれで、今年85歳になりました。昭和18年に少年兵を志願したこともありますが入隊できませんでした。私がもう2年早く生まれていたら多分靖国神社の祭神になっていたことでしょう。幸い、私は生き残り、戦後、国鉄で働き、現在まで生きてきましたが、せっかく平和憲法に守られてきた日本が、いままた戦争のできる国へと転換しそうで、心配でたまりません。

私の生れた家は、熊本市から4キロばかり離れた郊外で、周りは田んぼがいっぱいで静かなところでした。隣は父の実家で農家、私より5歳年上の従兄のセーシャンがいました。

私は、毎朝、セーシャンの後について学校に行きました。セーシャンは子どもの時から頑丈な体で強そうで、そして優しくった。少し大きくなると、馬（農耕馬）の手綱を引いて私を乗せてくれました。夜の川に魚とりにつれていてくれました。

昭和19年、セーシャンは徴兵検査で甲種合格になり、すぐに入隊しました。南方へ行く途中、輸送船が潜水艦の攻撃を受け沈没、戦死しました。セーシャンの遺骨（紙切れ一枚）を抱いた叔父は「スエオー（セーシャンの本当の名）」と叫び号泣しました。その声、涙、私は忘れることができません。セーシャンは泳ぎが達者だった。広い海のなかを必死に泳ぎ続け、ついに力尽きたのでは、などと考えました。

セーシャンは靖国神社に祀られているはずですが。セーシャンが、本当に喜んでそこにいるなら、私も会いに行く。だが靖国神社は多くの人を殺しておいてそれを「愛国」という美名で隠しています。

安倍首相も、また「愛国」という言葉で再び多くの若者の命を奪おうとしています。もし、セーシャンが本当に靖国にいてとして、セーシャンは安倍首相の参拝を受け入れたでしょうか。安倍首相は二十歳の息子の命を奪われた父親の号泣を想起することができるでしょうか。

安倍首相は国民投票法を投票総数の二分の一に強行採決し、「秘密保護法」をつくり、「憲法改正の手続き」を総議員の三分の二から二分の一にしようとししました。そして、また、今度は憲法を勝手に解釈改憲し、しかもそれを内閣だけで決めるなど、無茶苦茶です。口では、「平和」の「安全」のと言いながら、「戦争のできる国」ののぼりが丸見えです。

私には2人の孫がいます。私は孫たちを戦場へ送りたくない、靖国に送りたくない。

私は一介の労働者でこれという資産はありません。しかし、戦後の平和を築いてきた「平和憲法」を孫たちに一片の傷をつけずに渡すこと、これが孫たちへの「遺産」であると思ってきました。その大事な「遺産」を安倍氏はめっちゃめっちゃにしようとしている。許せません。私は怒りと不安でいっぱいです。

安倍首相の問題発言

Z・M ●平和の灯を！ヤスクニの闇へ キャンドル行動

安倍首相は、2014年1月22日スイスのダボスで開催された「世界経済フォーラム年次総会」の時、各国メディアを相手に、「(靖国参拝は) いわゆるA級戦犯を称揚するためではない。そこには(戦争の) ヒーローがいるのではなく、戦争に倒れた人々の魂があるだけ。憎しみもないし敵意もないし、人を辱めようというつもりはない」と発言しています。

ところが靖国神社附属の軍事博物館である「遊就館」の展示室16の入り口には「靖国の神々」の英語訳として Mementos of War Heroes Enshrined an Yasukuni Jinja と掲示されているのです。

靖国神社には戦争のヒーローがいないどころか、靖国神社は戦争のヒーロー War Heroes だけを祀っているのです。

政治家が一宗教団体の教義を真っ向から否定した発言であり、日本国憲法20条をまったく無視した発言に他なりません。

安倍首相は同様に「靖国神社の境内にあります、鎮霊社

にもお参りして参りました。鎮霊社は、靖国神社に祀られていないすべての戦場に倒れた人びと、日本人だけではなく、諸外国の人びとも含めて、すべての戦場で倒れた人びとの慰霊のためのお社であります。その鎮霊社にお参りをしました。すべての戦争において命を落とされた人々のために手を合わせ、ご冥福をお祈りし、そして、二度と再び戦争の惨禍によって人々の苦しむことのない時代を作る決意を込めて、不戦の誓いをいたしました。」(2013年12月26日記者会見録)

この発言は、一宗教団体の教義をわざわざマスコミに宣伝した問題発言です。

「諸外国の人びと」ということは、鎮霊社には、ヒトラー・ムッソリーニ・アウシュビッツなどの強制収容所で殺されたユダヤ人・南京大虐殺の犠牲者などが、「慰霊」されていることになります。

私は、我が国の首相が「ヒトラーの霊」をも慰める行為を公然と行ったことを絶対に許してはならないと思います。

ソウル・原告ヒアリング&国際会議レポート

A・K ●事務局長



▲…民族問題研究所で在韓原告のヒアリング

今年の8月21日にソウルの国会図書館で、「日本の右傾化と靖国問題対応のための国際会議」が持たれました。

東京からは、安倍首相靖国神社参拝違憲確認等請求訴訟のK・Y弁護士団長、そしてZ・Mさん（日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会委員）がシンポジウムに参加されました。

その前日に民族問題研究所にて、K弁護士が、東京訴訟の原告I・HさんとK・Mさんにヒアリングをいたしました。

I・Hさんは、「靖国神社には日本人約240万人が合祀されている。もし再び日本が戦争をするならば、もう一度240万人の自分の家族、子どもが死ぬのだということを覚えねばならない。日本の国民に、私のように家族を破壊されたいのか、というメッセージを伝えたい」等、語られました。

K・Mさんは、「安倍首相の参拝は、過去の被害国にもう一度加害を与える行為であり、過去の侵略を美化する近隣諸国への侮辱的行為である」等述べられました。

目の当たりに韓国の原告の方々の声を聞き、言葉の背後にある、実際に踏みつけられている痛みの深さを感じました。

翌日の会議では、日本からはK弁護士、Zさんの他に、U・M弁護士（靖国反対共同行動日本委員会共同代表）、I・Mさん（沖縄からの報告；沖縄国際大学名誉教授）、O・D牧師（山口からの報告；合祀いやです！少数者の人権

を求める会世話人）が、韓国側からはI・S弁護士（靖国反対共同行動韓国委員会共同代表）、K・Yさん（靖国反対共同行動韓国委員会事務局長）、中国からは中国吉林省档案馆研究員のC・Wさん、W・Fさんが参加されました。また台湾のG・Sさん（台湾立法議員、靖国反対共同行動台湾委員会共同代表）はビデオ・メッセージの参加となりました。

K弁護士は、4月21日に東京地裁に提訴された安倍靖国参拝違憲訴訟の概要を報告され、その中で「靖国神社に、国政を担う者が公けに『参拝』行為を行うことは、政教分離原則に明らかに違反し、死の意味付けという極めて宗教的な事柄について国家が特定の立場に立つことによってこれと異なる立場に立つ日本国民を国家みずから疎外してしまう行為である」等、述べられました。

Zさんは安倍首相の参拝時に鎮霊社に参拝した点について、鎮霊社は「靖国神社本殿に祀られていない方々の御霊と、世界各国すべての戦死者や戦争で亡くなられた方々の霊が祭られている（やすくは大百科）」、「そこにはヒトラーやムッソリーニ、アイヒマン、フセイン、ビン・ラディンらが慰霊されているし、同時にユダヤ人や南京大虐殺の犠牲者が同じ座布団の上で勝手に座らされている」とその矛盾を指摘するなど等語られました。



▲…国際会議で靖国訴訟について報告された。

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京 原告の集い

H・Y●事務局

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京では9月12日午後3時から5時まで、千駄ヶ谷区民会館和室において、原告の集いを開催した。これは9月22日の第1回口頭弁論を目前に控え、原告として、是非、一堂に集まって、安倍首相や国、靖国神社を訴えた、それぞれの思いの程



を、忌憚なく語り合い、それを分かち合っていきたいという思いから、午後6時半からの公開学習会に合わせて、急遽、設定されたものだが、平日の昼間という時間帯にもかかわらず、51名（内、原告44名）もの出席者があり、会場は超満員になった。

まずは、一人2分という短い制限時間を設けて、各人が自己紹介を兼ねて、この訴訟に込めた思い等を、自由に語っていただくことにしたが、自らの原体験に即して、首相の靖国公式参拝への怒り、危惧の思いを披瀝された方が多く、その思いは、もちろん、もとより、たった2分間では、とてもではないが、語り尽きぬものであったであろう。さらに、戦争の出来る国へと、がむしゃらに突き進む、最悪の安倍政権に対し、この訴訟を通して、何としても、NOの声を上げていかなくては……という、静かで強い決意が、次々と、各人の口から飛び出した。熱気が伝わってくる、よい集まりであったが、何分、時間が足りなかったとの声が、後日、事務局には多く、寄せられた。

今後も、こうした機会をさらに設けていかなければならないことは、もちろん、当然のことだが、その思いを意見書としてまとめ、裁判の場にあげていくこともまた、重要。また、そのことに、裁判の成否がかかっている。

公開学習会「ヤスクニ入門～なぜ私たちは安倍首相の靖国参拝を問題にするのか？」

N・N●事務局

9月12日、「原告の集い」終了後、同じ千駄ヶ谷区民会館の1階集会室で、67名が参加し学習会が行われた。この学習会は、第1回口頭弁論を前にして、原告・支援者が安倍首相の靖国神社参拝に対する問題意識を共有化するとともに、さらに第2次原告を拡げていくために開催された。

学習会は、A事務局長のあいさつの後、まず原告から、原告代表・S・CさんとZ・Mさんが発題。Sさんは、第1回口頭弁論でも意見陳述を行い、この発題は予行演習のようなものだったので、その内容は割愛する。

Zさんは、彼の豊富な靖国コレクション!?の中から、「尚武須護陸」を紹介し、少年が軍隊の中で立身出世していくスゴロクの「上がり」が、「大将」か「靖国神社」であることに注目し、靖国神社のイデオロギーを批判した。

続いて、弁護団から、若手のI・Y弁護士と弁護団長のK・Y弁護士がそれぞれ講演。I弁護士は、訴状の内容について平易に解説。私たちが、なぜ安倍首相の靖国

神社参拝が違憲であると訴えるのか、違憲性・違法性・権利侵害の主張について丁寧に説明してくださった。一方、K弁護士は、津地鎮祭違憲訴訟、山口自衛官合祀拒否訴訟から政教分離訴訟に関わっていらっしゃるベテランとして、この訴訟が立憲主義を破壊する憲法改悪との闘いの一つであることを力説された。

最後に再び、A事務局長が登壇し、口頭弁論傍聴と第2次原告参加を訴え、学習会は終了した。



速報！ 第2次提訴しました。

O・Y（事務局）

原告 273 人による第1次提訴に続いて、10月17日、第2次提訴をしました。第2次提訴の原告は、日本の83人に加えてドイツ在住25人、中国大陸から238人、中国香港15人、台湾・カナダ・オーストラリア各1人の合計364人で、国際色豊かな原告団となりました。

これは、日本だけでなく世界の人々が安倍靖国参拝を愁眉の重大問題ととらえていることの証拠です。実際、去年の安倍参拝は直ちに諸外国の厳しい批判を呼び、日本が反省なく再び戦争賛美体制を築くと解されて、以来アジア諸国との緊張関係は厳しくなったままです。暴走が止まらない被告安倍と国、靖国の体制に対し、裁判では意見書という形で、原告（支援会の人）も一人一人が直接NOの声をつけつけることができます。こんなにも多くの各国からの原告が司法の公式な場からNOの意思を体制に届けることは、被告らの憲法破壊、戦争賛美体制に無視できない影響をあたえることと思います。

現に、提訴に対し被告神社側は予想以上に大きな危機感を示しています。被告支持の靖国派が靖国翼賛の人々数百人をかき集めて裁判補助参加を認めるよう裁判所に申し立てたり、「英霊を被告席に座らせることを許さない国民の会」など集会を立ち上げたり、訴訟非難記事、ネトウヨの



◀…4月21日の第1次提訴（写真）に続き、364人で第2次提訴！

口汚い饒舌などしきりです。法廷にも大勢つめかけて私たちの傍聴席確保を難しくしています。もっともこれは、傍聴席を占領するべく召集された彼らが、法廷で私たちの主張・陳述をイヤでも耳にすることになり、結果、靖国神社が戦争神社であること、日本が強いた戦争の残虐性の事実、過去の日本が「もういちど」「取り戻す」に値しない政治体制であった歴史的事実を学ぶ、またとない好機になります。1次と2次原告を合わせると635人もの大原告団です。法廷で私たちの重い主張を徹底的に展開して裁判官に参拝問題の本質を理解させ、平和と人権感覚に深く根差し当然の原告勝訴判決を導くよう働きかけましょう。

【詳しい報告は次号にて!!】

事務局からのお知らせ

■第2回口頭弁論期日決定！

12月1日（月）午後3時30分～4時

東京地方裁判所 103号法廷

*終了後報告集会（弁護士会館 1005室）

傍聴参加希望の方は、傍聴抽選が3時頃に行われると思いますので、それに合わせておこしください。

■ノー！ハプサ（NO！合祀）第2回口頭弁論

11月5日（水）午前11時～

東京地方裁判所 103号法廷

原告・K・Mさんの意見陳述を予定

*傍聴抽選が予想されますので、30分前には裁判所正面玄関前においでください。

同日午後6時半～

K・Nさん（『9月、東京の路上で』著者）のトークイベント

場所*東京しごとセンターセミナー室
（千代田区飯田橋 3-10-3）

連絡先* e-mail: nohapsa@yahoo.co.jp

■裁判関係資料の提供について

被告の答弁書、補助参加申し立てなど、原告にとっても必要な裁判関係の資料が届いています。原告で、これらの資料をほしい方は、その旨メールで事務局までご連絡ください。おりかえしメールで配信いたします。申し訳ありませんが、なにぶん量も膨大なので、コピーなどの配布希望には対応できませんので、あらかじめご了承ください。なお、HPにもアップしていく予定です。

■活動日誌（2014年9月）

9・12 原告の集い（千駄ヶ谷区民会館和室）、公開学習会「ヤスクニ入門～なぜ私たちは安倍首相の靖国参拝を問題にするのか？」（千駄ヶ谷区民会館第1会議室）

9・17 弁護団会議

9・18 大阪靖国訴訟第2次提訴

9・22 東京靖国訴訟第1回口頭弁論（東京地裁 103号法廷）、同報告集会（弁護士会館 1002号室）

9・26 弁護団会議

9・29 第10回事務局会